

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の支給について

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで労務に服することができず、給与等の支払いを受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

適用期間 令和2年1月1日から令和4年6月30日^(※)まで
※適用期間の終了日については、お問い合わせください。

申請期限 就労できなかった日の翌日から2年を経過する日まで

適用期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響で労務に服することができなかった期間がある方は、お問い合わせください。

問合せ先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555



あま市都市緑化推進事業補助金制度について

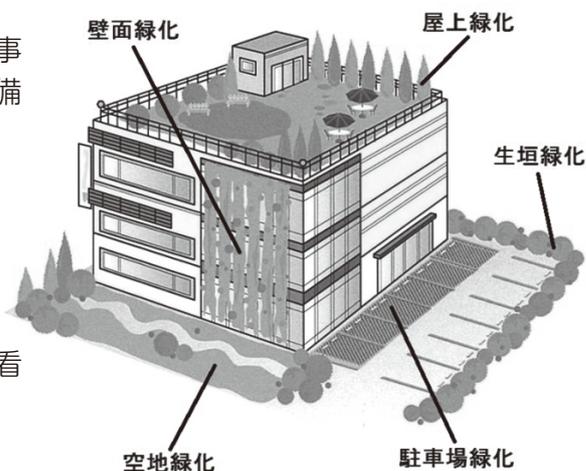
市内の私有地の建物または敷地の緑化を進めるため、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業」に基づき皆さんが行う緑化工事等の経費の一部に対し、補助金を交付します。

補助対象

- ・屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化の工事費用のうち植栽、植栽基盤、かん水施設、園路整備にかかる費用
- ・生垣設置にかかる費用

主な補助要件

- ・緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事
 - ・生垣設置は、延長15メートル以上の緑化工事
 - ・あいち森と緑づくり税を活用した事業を示す看板を設置すること
 - ・補助対象の緑化施設を適正に維持管理すること
- ※その他補助金交付要綱に詳細に定めがあります。



補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、下記のとおり算出

- ・屋上緑化、壁面緑化：緑化面積(平方メートル)×30,000円
- ・空地緑化：緑化面積(平方メートル)×15,000円
- ・駐車場緑化：緑化面積(平方メートル)×20,000円
- ・生垣設置：生垣の延長(メートル)×5,000円

(上限額500万円、交付額10万円未満(生垣設置は3万円未満)は交付なし)

予算の範囲内での交付です。**必ず工事前に申請してください。**

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/machi/toshi/1002499.html>

問合せ先 都市計画課 ☎ 441・7112 FAX441・8387

